

酒類の販売数量等報告書

(平成 令和 年 4 月 1 日 平成 令和 年 3 月 31 日分)

税務署欄

収受印

令和 年 月 日 (住所) 〒
(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)
(電話) ( ) - (法人番号)
個人のの方は、個人番号の記載は不要です。
販売場の所在地及び名称 (電話) ( ) -

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

Table with 4 columns: 区分, 卸売販売数量 (免許者に対する販売), 小売販売数量, 3月末在庫数量. Rows include ①清酒, ②合成清酒, ③連続式蒸留酎, ④単式蒸留酎, ⑤みりん, ⑥ビール, ⑦果実酒, ⑧甘味果実酒, ⑨ウイスキー, ⑩ブランデー, ⑪原料用アルコール, ⑫発泡酒, ⑬その他の醸造酒, ⑭スピリッツ, ⑮リキュール, ⑯雑酒, 合計(①~⑯の計), 粉末酒(グラム).

摘要
□①一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)、□②コンビニエンスストア、□③スーパーマーケット、□④百貨店、□⑤①から④以外の量販店(ディスカウントストア等)、⑥その他(□⑦業務用卸主体店、□⑧ホームセンター・ドラッグストア、□⑨その他)

(注)「卸売販売数量」欄の「卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。

処理年月日 年 月 日 確認印
通信日付印 年 月 日 確認印

酒類の販売数量等報告書の記載要領  
(料飲店等期限付酒類小売業免許業者用)

- 1 料飲店等期限付酒類小売業免許を受けた者は、この報告書の「小売販売数量（単位：ℓ）」欄に、期限付酒類小売業免許を付与されていた間に小売販売した酒類の数量を記載して、免許期限終了後、1か月以内に販売場の所轄税務署長に提出してください。  
(注) 1 販売場（店舗）が複数ある場合には、販売場ごとに作成の上、それぞれの販売場の所在地を所轄する税務署長へ提出してください。  
2 それぞれの欄のマス目の数より桁数が多くなる場合は、マスを無視し、それぞれの欄の中に収まるようにリットル単位で記載してください。
- 2 この報告書の表題である「酒類の販売数量等報告書」の隣等の余白に、「料飲店期限付」と明瞭に記載してください（既に印字されている様式を使用する場合には不要。）。
- 3 記載が必要な欄は、「\_\_\_税務署長」欄、「報告者」欄の「住所」、「氏名又は名称及び代表者氏名」、「電話」、「法人番号」及び「販売場の所在地及び名称」欄（電話番号を含む。）並びに「小売販売数量（単位：ℓ）」欄です。
- 4 （平成\_\_\_年4月1日～平成\_\_\_年3月31日分）の「\_\_年」、「税務署整理欄」、「摘要」欄、「卸売販売数量（免許者に対する販売）」欄及び「3月末在庫数量（単位：ℓ）」欄は、記載しないでください。
- 5 数量の単位はリットル位（ただし、粉末酒はグラム位）とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。